

# 山梨英和大学障害学生支援規程

## (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、山梨英和大学(以下「本学」という。)における障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1)「障害のある学生」

「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (2)「合理的配慮」

障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が変更・調整を行い、その状況に応じて大学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、本学に対して体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。

- ① 教育及び研究その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 本学の規模、財政・財務状況

### (3)「不当な差別的取扱い」

障害を理由として、本学における教育及び研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障害学生を障害のない学生より不利に扱うことをいう。なお、不当な差別的取扱いには、前号に規定する合理的配慮を提供しないことを含む。

2 この規程において支援対象とする学生は、本学に入学を希望する者(受験者及びオープンキャンパス等参加者)及び本学学生(非正規学生含む)で、本人が支援を受けることを希望し本学がその必要性を認めた者とする。

## (委員会の設置)

第3条 障害のある学生の受け入れとその修学支援に関する事項を審議するため、山梨英和大学障害学生支援委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

## (責務)

第4条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第5条 研究科長及び学部長は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害学生支援委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

第6条 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害学生支援委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

## (支援の申し出)

第7条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出るこ

とができる。

第8条 支援の申し出は、障害学生支援室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、障害学生支援委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第9条 障害学生支援委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部署と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第10条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。障害学生支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(不服申し立て)

第11条 合意形成の上決定した支援計画について再調整の要望がある場合は、障害学生支援委員会へ申し立て、建設的対話により再度調整することとする。合意に至らず不服申し立てを行う場合は、人権・ハラスメント相談員へ申し立てることとする。

(支援の実施)

第12条 具体的支援は、授業担当教員、アドバイザー、障害学生支援コーディネーター、学生相談室カウンセラー、保健室職員、関係部局職員などが連携し実施する。

第13条 障害学生支援委員会は、適切な支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。

第14条 障害学生支援室は、具体的な支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行なう。

(相談対応)

第15条 障害学生支援室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障害学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(事務)

第16条 事務は、障害学生支援室において処理する。

(秘密保持義務)

第17条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、理事会の議を経てこれを行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長及び障害学生支援委員会が定める。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。(第11条関係)